

マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カード

をお持ちで、三田市へ転入される方へ

マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードを利用されている方は、一定期間内にお手続きいただくことで三田市でも継続してカードを利用することができます。

カードに記載されているご本人が、以下のものをお持ちのうえ、三田市役所市民課までお越しください（任意代理人による手続きをご希望の場合は、事前に三田市役所市民課へお問い合わせください）。

【必要なもの】

- ・継続利用ご希望のマイナンバーカード（個人番号カード）または、住民基本台帳カードBタイプ（顔写真つき）
※住民基本台帳カードAタイプ（顔写真なし）の場合は別途本人確認できるもの（運転免許証など）が必要です。

【注意事項】

- 以下の場合は、カードが自動失効し継続利用ができなくなりますので、ご注意ください。
 - ・転出予定日から30日を経過してから転入届をされた場合
 - ・転入した日（異動日）から14日以上経過してから転入届をされた場合
 - ・転入届出日から90日を経過して継続利用の手続きをされていない場合
- マイナンバーカード（個人番号カード）の中に電子証明書を格納されていた方は、利用者証明用電子証明書はそのまま利用できますが、署名用電子証明書は転出により自動失効しています。
引き続き署名用電子証明書の利用をご希望の方は、三田市で新たに署名用電子証明書の発行申請をしてください。カードに記載されているご本人がマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちのうえ、三田市役所市民課までお越しください（任意代理人による手続きをご希望の場合は、事前にお問い合わせください）。

<お問い合わせ先>

三田市役所 市民課 証明登録係

〒669-1595

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

TEL：079-559-5044(直通)

FAX：079-560-2101